

平成 20 年 9 月 18 日

企業会計基準委員会 御中

全国銀行協会

「会計上の変更及び過去の誤謬に関する検討状況の整理」  
に対する意見について

今般、標記論点整理に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 論点整理全般について

会計基準の作成・設定の検討においては、関係法令（会社法、金融商品取引法（監査を含む）および各税法）との十分な調整を関係者間で行い、実務上の混乱が生じないように配慮していただきたい。

### 2. 第 8 項について

遡及適用が実務上不可能な場合として、「過去に情報が収集されていたとしても、再計算等に相当の時間を要するため、遡及適用による影響額を算定することが困難な場合」を追記していただきたい。

（理由）

通常、会社法・税法上の帳簿保存期間の定めにより、少なくとも過去 7 年分程度の情報は収集されていると思われるが、情報があつたとしても、紙ベースの帳票である場合など影響額の算定が極めて困難なケースが想定される。

### 3. 第 16 項について

適用指針等においてより具体的なガイダンスを提供し、会社が検討すべき範囲を明確にするなど、当該注記において業種間、企業間の比較可能性が確保でき、かつ、作成会社に過度の負担を強いることがないように配慮していただきたい。

「適用予定日」と「新しい会計基準等の適用による影響に関する記述」が注

記事項とされているが、財務諸表作成日時点では適用予定日が決定していない、または、新しい会計基準等の影響を把握できていないというケースが想定される。こうしたケースでは、「定性的に注記することや影響を見積ることが困難である旨などを記述」するのではなく、記載を求めないとする取扱いとしていただきたい。

(理由)

自社に対して重要な影響を及ぼさない基準等を含めて検討を行うことは、会社にとって過度な負担になる。

#### 4. 第21項について

会計上の見積りの変更を行った場合、その変更が当期に影響を及ぼす場合には当期への影響額を注記する取扱いとなっている。しかし、影響額を合理的に把握できないことも想定されるため、そのような場合には当該記載を求めない取扱いとしていただきたい。

#### 5. 第29項について

「財務諸表の期間比較可能性と企業間の比較可能性を向上させ」とあるが、本会計基準全体に係る規定として、「財務諸表の期間比較可能性と企業間の比較可能性を向上させない遡及修正は行わなくてもよい」、または、「質的重要性が無ければ、遡及修正を行わない」旨を記載していただきたい。

(理由)

合併消滅会社の財務諸表の修正等、技術上は遡及可能であっても、基準の趣旨にそぐわない遡及修正は必要ないと考えられる。

#### 6. 第48項、第62項について

「重要性」については、本会計基準全体に係る規定として、「重要性のあるもののみ過年度遡及修正を行う」旨を規定していただきたい。また、本会計基準が対象とする各種の変更等の取扱いにおいて、重要性が乏しいと認められる場合の具体的な取扱い（例えば、過去に遡って修正、調整を行わない現行の取扱いを継続するなどの簡便な対応）を記載していただきたい。

(理由)

実務上、重要性の無いものまで遡及修正を行うことは、財務諸表作成者の負担が増すとともに、財務諸表利用者の混乱を招くことにもなる。企業会計原則注解注1の重要性原則が本基準においても適用されることを明らかにする必要

がある。

## 7. 第84項について

「原則的取扱いが実務上不可能な場合の取扱いとは、企業が合理的な努力を行っても修正再表示が不可能な場合の例外的な取扱いであり、この取扱いを設けた場合においても、その適用は極めて限定されることになるものと想定される」とあるが、「極めて限定されることになるものと想定される」という記載は削除すべきである。

(理由)

過去の情報を収集していたとしても、過去数年分の財務諸表を修正することは、企業規模にもよるが極めて困難な場合も予想される。

## 8. その他

### (1) 過年度遡及修正による繰延税金資産の回収可能性の判断について

過年度遡及修正により、過去の業績が変動した場合における繰延税金資産の回収可能性の判断について、検討が必要である。

(理由)

監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」における例示区分の判断への影響や、過年度損益の修正に伴い発生した一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性の判断等について、本会計基準もしくは関連諸規定で明らかにする必要があると考えられる。

### (2) 修正後発事象との関係について

修正後発事象との関係を明らかにすべきである。

(理由)

本論点整理では、遡及処理の対象を、①会計方針の変更、②表示方法の変更、③会計上の見積りの変更、④過去の誤謬の訂正の4つに区分して整理しているが、会社法監査報告書日付以降に発生した修正後発事象は遡及処理の対象となるのか、また、重要性が乏しいため修正不要とした修正後発事象については、翌期以後の財務諸表における修正も不要となるのか等に関して、本会計基準もしくは関係諸規定で明らかにする必要があると考えられる。

以 上